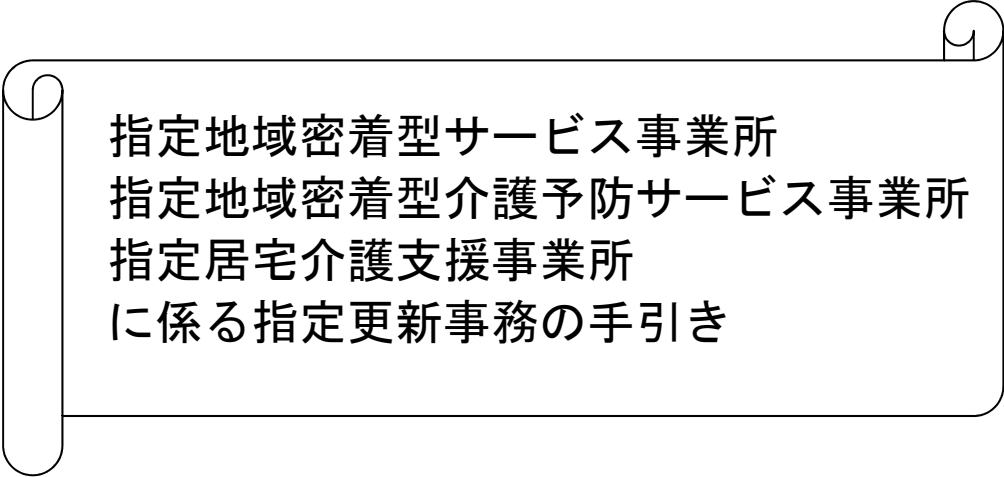




指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
に係る指定更新事務の手引き

令和6年4月
唐津市保健福祉部高齢者支援課

1 概要

平成18年の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられました。

このため、事業者は指定日から6年を経過する度に指定の効力を失うこととなるため、有効期間終了までに指定の更新申請をしなければなりません。

2 指定の有効期間

（1）有効期間

指定の更新に係る有効期間は6年間ですので、事業者は指定日（又は前回更新日）から6年を経過するごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失い、事業を継続することができません（介護報酬の請求ができなくなります。）。

3 更新申請の手続き

（1）提出書類

①指定更新申請書

【第5号様式】

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所

【第78号様式】

基準該当居宅サービス事業所、基準該当介護予防サービス事業所、基準該当居宅介護支援事業所、基準該当介護予防支援事業所

【第4号様式】

介護予防訪問介護相当サービス、緩和した基準による訪問型サービス、介護予防通所介護相当サービス、緩和した基準による通所型サービス

②指定に係る記載事項

サービス毎に様式が異なりますので各サービスの申請書別紙にて確認ください。

③添付書類

サービス毎に必要なものが異なりますので、申請書別紙の添付書類チェックリストで確認ください。

（2）提出場所

唐津市高齢者支援課介護給付係

koureisha-shien@city.karatsu.lg.jp

※電子メールでの提出を推進しております。

（3）提出期限

指定更新については、唐津市から対象事業所に対して指定有効満了日の概ね2か月前までに通知をしますので、指定有効期日満了日の1ヶ月～15日前までに更新申請書の提出をお願いします。

（4）提出部数 1部

（5）手数料

①指定更新にあたっては、唐津市手数料条例に基づき、次のとおり手数料を徴収します。

○手数料の種類と金額

事業類 別 申請種類	(介護予防)地域密着 型サービス事業者	居宅介護支援及び 介護予防支援事業者
指定申請	15,000円	15,000円
更新申請	9,000円	9,000円

※ただし、同一事業所における介護予防サービスを同時に指定申請又は更新申請した場合は、介護予防サービスに係る手数料は徴収しません。

(例:認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を同時に更新申請した場合は 9,000円)

②手数料については、納付書を郵送しますので金取扱窓口（市役所2階会計課横）もしくは佐賀銀行に納付します。

③この手数料は更新申請の審査のための手数料です。指定できない場合も返還はできませんので、予めご了承ください。

(6) 休止中の事業所について

休止中の事業所は、人員及び設備に関する基準を満たしていませんので、更新することができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の効力を失うことになります。

ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出され、人員及び設備に関する基準を満たした場合は、更新を受けることができます。

(7) 更新申請にあたっての留意事項

①更新申請書提出後に変更が生じた場合は、変更後の状況で書類を整備することになりますので、必要な書類の追加等をお願いします。

②勤務表については提出する月の翌月分を添付してください。ただし、まだ予定が立てられない時期であれば当月の予定を添付してください。また、勤務時間帯がわかるシフト記号表の添付もお願いします。

4 お問い合わせ先

唐津市保健福祉部高齢者支援課介護給付係

TEL 0955-70-0102

FAX 0955-73-8451